

「射水みなとまちづくり方策」改訂案について事前に委員からいただいたご意見

No.	方策(改訂案)における対象箇所	ご意見等の概要(要旨)	ご意見等に対する市の考え方	改訂案からの修正の有無
1	1 射水みなとまちづくり方策の趣旨の「バイエリア西地区」の定義 (方策案 P.2)	これまでの方策ではバイエリアの範囲は旧漁港（「新湊漁港（西地区）」）までとなっていたが、今回の改訂案では旧漁港手前までとされ、旧漁港は対象から外れた。旧漁港も含めてバイエリアとして整備すべきではないかと考える。（新湊地区では漁業は重要な産業であるが、次世代の担い手が不足していると聞いている。様々な理由があると思うが、その一つとして職場環境が考えられるので、旧漁港に漁業者のための共同の番屋を新たに整備し、内川沿いの番屋は観光資源として活用するべきと考える。）	新湊漁港（西地区）は、現在も漁港施設として活用されています。更地部分は一般人立入禁止とし、漁業者の作業スペースとして活用されていることから、新たな番屋の整備については、ハードルが高いものと認識しています。今回いただいたご意見を含め、水産業の振興につきましては、県や漁協、漁業者等関係機関と協議しながら進めてまいります。 また、「バイエリア西地区の定義」については、新湊漁港とバイエリアが密接な関係にあることから、「新湊大橋から新湊漁港（西地区）までの区間」とします。	有
2	4 バイエリアの土地利用活用方策 4-3 土地利用の方向性 (2) バイエリア東地区の土地利用活用方策 ④ 集客機能 ⑤ 体験型宿泊施設 (方策案 P.14)	射水フットボールセンター周辺の交通渋滞対策、アクセス道路の整備及び駐車場の確保を検討するべき。また、スポーツ合宿施設の整備を検討するべき。	交通渋滞対策、アクセス道路の整備及び駐車場の確保については、地域、港湾管理者である県とも協議してまいります。 スポーツ合宿施設の整備については、方針案14ページの「⑤体験型宿泊施設」の中で記載しています。	無
3	4 バイエリアの土地利用活用方策 4-3 土地利用の方向性 (2) バイエリア東地区の土地利用活用方策 ⑤ 体験型宿泊施設 (方策案 P.14)	宿泊施設の誘致が難しいのであれば、海老江海浜公園の東側整備地に射水フットボールセンターの合宿所を兼ねた、コテージ、別荘、キャンプ場を備えた体験型宿泊施設の整備を検討するべき。	ご意見を踏まえ、方針案14ページの「⑤体験型宿泊施設」について「・漁業体験、 <u>マリンレジャー</u> や <u>アウトドア等</u> が楽しめる体験型宿泊施設の整備」とします。（註：下線は加筆部分） なお、海老江海浜公園東側については、整備計画に基づき、県に早期整備を要望してまいります。	有
4	5 バイエリアと内川周辺との連携方策 5-1 連携の方向性 (1) 連携の視点 ① 人や情報の連携 (方策案 P.16)	旧新湊庁舎跡地に整備する複合交流施設・公共交通ターミナルと富山駅との交通手段が観光周遊バスのみでは、内川周辺への集客の点からあまりにも弱過ぎる。富山市内路面電車の南北接続を踏まえて、コミュニティバスと岩瀬からのライトレールとの乗継ぎを密にし、呉東エリアとの人の流れを強化することを考えるべき。	現在、岩瀬とバイエリアを結ぶコミュニティバス「⑰海王丸パーク・ライトレール接続線」を民間バス路線事業者の理解を得て運行していますが、各便の利用は低調であり、長期的にも利用は減少傾向が続いているため、路線の見直しも含めた対策を検討する必要があると考えます。 今後は、富山駅とバイエリアを結ぶ「富山ぶりにバス」に加え、鉄道駅（新高岡駅等の新幹線駅やあいの風とやま鉄道小杉駅等）と新湊複合交流施設やバイエリアを結ぶ観光路線（令和2年度から実証実験開始）の新設・強化による、鉄道駅とのアクセス向上を検討してまいります。	無